

令和 3 年監査報告第 3 号関係分（令和 3 年 9 月 9 日報告）

緑政土木局（工事）

（令和 4 年 2 月 28 日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(1)	鋼管支柱の地際部の腐食について（設計） 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年 6月、国土交通省）では、腐食による劣化などを防ぐため、構造上重要な金属支柱は、腐食しやすい部分に防食保護材や防食塗料などの対策を行うと定めている。緑政土木局の公園・街路樹設計のてびきでは、基礎部分の処理として、地面との接触部が腐食しやすくなるので、接触部に防食テープなどを施す必要があるとしている。または、工事共通構造図では、公園遊具や道路付属施設等の鋼管支柱の基礎の場合は、基礎と支柱との接合部を地表に露出させれば腐食のリスクを低減し、目視でも腐食の状況を確認できるとされている。 「露橋公園整備工事」では、公園内にあるバスケットコートを整備する工事を行っていた。バスケットゴールを確認したところ、支柱が鋼管であったにもかかわらず腐食しやすい地面との接触部に防食テープなどを施していなかった。また、支柱と基礎の接合部は地下に埋める構造であり、さらに地表面は、雨水が浸透する透水性舗装のため、コンクリート基礎上面で雨水が停滞し腐食が助長される構造であった。 当該バスケットゴールの地際部については、防食対策を施すよう是正されたい。また、鋼管支柱を設置する場合は、地面との接触部で腐食のリスクがあること、透水性舗装など地表面の条件により、そのリスクが高くなることを十分理解し、防食対策を考慮した設計とされたい。（中川土木事務所）	本件は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針並びに公園・街路樹設計のてびきに定められている金属支柱の地際の防食処理について十分に理解していなかったことが原因で発生しました。現地の処置については、令和 3 年 9 月にバスケットゴール支柱の地際部に防食テープを施しました。 今後は、工事の設計・監督する職員が防食処理について十分に理解し、また、地表面の状況を考慮した設計を行い、工事の品質確保や向上に努めてまいります。（中川土木事務所） 金属支柱を用いた構造について、各土木事務所へ腐食への配慮をした設計を徹底するよう、令和 4 年 3 月 10 日に開催の維持係長会で周知を行い、安全に安心して利用できる施設の設計となるよう努めます。（緑地事業課） 令和 3 年 9 月 21 日に技術指導課から緑政土木局職員へ監査報告書をメール送付し周知しました。また、令和 3 年 10 月 1 日には、技術指導課が発行する局内向けデジタル情報誌に指摘事項を掲載すると共に、緑政土木局職員にメールでも配信し注意喚起しました。（技術指導課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(2)	中間検査の実施について（施工） 工事の中間検査については、名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱並びに中間検査実施基準において、大規模（当初請負金額が1億円以上）かつ工期が6か月以上の工事について実施することとしている。 「落合橋補修工事（その2）県道岩崎名古屋線舗装道補修工事（瑞3）舗装道補修工事（瑞6）交通安全施設整備工事（瑞9）」は、当初請負金額が147,396,700円、工期が6か月13日の工事であり、中間検査の対象工事に該当していたが、検査を実施していなかった。 中間検査は、品質の確保や向上に必要な助言を行い工事の良好な完成を図ることを目的としており、その目的や検査の重要性を十分理解し、基準に則して検査を実施されたい。 （瑞穂土木事務所）	本件は、名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱並びに中間検査実施基準において定められている中間検査の実施について、工事の監督員が十分に理解していなかったことが原因です。 このため、指摘事項について令和3年8月26日の整備係長会にて周知しました。また、その資料を基に、各土木事務所の会議などで関係する職員に周知しました。 今後は、中間検査の重要性について、工事の監督員が十分に理解し、工事の品質の確保や向上ができるよう、継続して研修等を実施してまいります。（瑞穂土木事務所、道路建設課） 令和3年9月21日に技術指導課から緑政土木局職員へ監査報告書をメール送付し周知しました。また、令和3年10月1日には、技術指導課が発行する局内向けデジタル情報誌に指摘事項を掲載と共に、緑政土木局職員にメールでも配信し注意喚起しました。 （技術指導課）	措置済

令和 3 年監査報告第 3 号関係分（令和 3 年 9 月 9 日報告）

スポーツ市民局（工事）

（令和 4 年 2 月 28 日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1	保安規程の改定について（維持管理業務） 電気事業法（昭和39年法律第 170 号）では、自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、本市の副市長以下代決規程では、保安規程の制定改廃に関することについては、監（監が置かれていない場合は局長）に代決権限があると定めている。 「中文化センター自家用電気工作物保安管理業務委託」では、保安規程に基づき電気工作物の保安管理を行っていた。保安規程が令和 3 年 5 月に改定されていたためその手続きについて確認したところ、改定に係る決裁をとっていなかった。また、保安規程の「保安に関する組織図」を確認したところ、令和 2 年度に組織改正が行われたにもかかわらず更新されていなかった。 電気工作物の保安管理業務の根幹となる保安規程の重要性を改めて認識し、その制定改廃に際しては代決規程に基づき適正に決裁をとられたい。また、保安規程については必要な変更を行い監督官庁に届け出されたい。 （中文化センター）	本件は、改定に係る決裁を失念し、「保安に関する組織図」（以下、「組織図」という。）の必要な改正を見落としたものです。 今回の指摘を受け、決裁をとっていなかった保安規程の改正につきましては、令和 3 年 7 月 19 日に代決権限者である局長の決裁をとりました。 また、組織図につきましては、令和 3 年 8 月 30 日に改正の局長決裁をとり、監督官庁に届け出しました。 今後は、担当者変更の際の事務引継ぎを確実にを行い、再発防止に努めてまいります。 （中文化センター）	措置済

令和 3年監査報告第 2号関係分（令和 3年 5月17日報告）

健康福祉局（公益社団法人名古屋市シルバー人材センター（財政援助団体）関係分）

（令和 4年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
(1)	補助金の精算事務について（その他事務） 高齢福祉課においては、事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続きであることから、適正に確認を実施した上で補助金の精算を行うとともに、シルバー人材センターに対し、事業実施報告を適正に行うよう指導されたい。また、過払いとなっている補助金については返還を求められたい。 （高齢福祉課）	本件は、補助対象外となる事業に従事する職員を除いていないことに気付かず、補助対象外の職員を加えたまま積算したことが原因であったことから、シルバー人材センターに対し、令和 3年 2月に事業実施報告を適切に行うよう直接指導を行いました。 令和 3年 3月 4日にシルバー人材センターより事業実施報告書の誤りについて修正したものの提出を受け、経費の算出方法を確認し適正であることを確認し、過払いとなっている補助金の一部返還を求め、令和 3年 3月10日に返還を受けたところです。 今後も、補助金の精算にあたっては、事業実施報告書の記載内容を精査し、適正に事業実績の確認を実施してまいります。 （高齢福祉課）	措置済